

戦前・戦後の我が国労働組合の相違点

—— 企業別労働組合を中心として ——

丸 山 啓 輔

Some differences of Japanese labor unions between Pre-war and Post-war.

Keisuke Maruyama

戦前の労働組合は、まず高野房太郎、片山潜を中心とする労働組合結成の時期とその衰退、次に鈴木文治の指導のもとに結成された友愛会の成長と変質、さらに大企業を中心に結成された企業別労働組合、などに、その活動を区分して捉えることができる。また戦後の労働組合は企業別労働組合が圧倒的多数を占めている。

以上、戦前の労働組合活動の流れおよび戦後の労働組合の特質である企業別労働組合の形成背景に関しては別の機会に譲るとして、本稿では戦前戦後の我が国労働組合（主として企業別労働組合）の相違点を考察する。我が国労働組合の戦前戦後の相違点は、図表1のように整理することができる。以下この図表1をもとに考察する。

図表1 戦前・戦後の我が国労働組合の相違点

項 目	(企業別) 労働組合	
	戦 前	戦 後
労働組合の形態	職業別・産業別中心、企業別は大企業のみ	企業別が中心
法 律 上	法律上の保護を受けていない、団体交渉は任意	労働組合法、労働関係調整法
組 合 員 加 入 者	職工のみの個人加入を原則	職員と工員との混合組織
組 合 役 員 の 専 従	現場で一般従業員と一緒に働く職工が組合役員	組合役員の専従制あり
組 合 費 の 徴 収	組合員の直接納入	給与天引きが多い
労働運動の性格	企業内交渉	政治的色彩も加わる

I 労働組合の形態

戦前の労働組合の主な形態は横断的労働組合で、1923年から1930年の統計資料（図表2）によると労働組合の80%強が横断的労働組合であることを示している。一企業単位の労働組合（これ

図表 2 戦前の労働組合状況

年 組 合 企業別	1926(大正15)年末		1927(昭和2)年末		1928(昭和3)年末		1929(昭和4)年末		1930(昭和5)年末	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
一 企 業	(17.4) 85	(41.0) 116,663	(15.2) 77	(35.0) 108,302	(17.6) 88	(39.2) 121,197	(16.0) 101	(38.7) 128,132	(16.8) 109	(37.2) 127,409
然ラザルモノ	(82.6) 403	(59.0) 168,070	(84.8) 428	(65.0) 201,191	(82.4) 413	(60.8) 187,703	(84.0) 529	(61.3) 202,853	(83.2) 541	(62.8) 214,970
計	(100.0) 488	(100.0) 284,739	(100.0) 505	(100.0) 309,493	(100.0) 501	(100.0) 308,900	(100.0) 630	(100.0) 330,985	(100.0) 650	(100.0) 342,379

出所 内務省社会局『本邦ニ於ケル労働組合ノ一般的状況』1931(昭和6)年1月

(注) () 内の数字は計に対する%を示す

を企業別労働組合といってもよい) は、この資料からすると14%強から19%を占めていることが分かる。

戦前の企業別労働組合は、横断的労働組合の後ろ盾の上になり立っていたとも受け止めることができる¹。

戦後の労働組合の主な形態は、企業別労働組合(企業別組織)である。「労働組合基本調査」(図表3参照)によると組合数では、昭和39年、50年、平成3年、6年、9年において企業別労働組合の割合は、労働組合全体のそれぞれ94.0%、94.2%、93.4%、95.2%、95.5%とそれぞれ占めている。組合員数の割合でみると、昭和39年、50年、平成3年、6年、9年において企業別労働組合員の割合は、労働組合員全体の91.3%、91.0%、91.3%、91.6%、91.1%とそれぞれ占めている。

1 小松隆二は、彼の書『企業別労働組合の生成』お茶の水書房、1971年、pp.67-68筆者要約)の中で次のように論じている。

明治電気会社の企業別労働組合(明治電友会)は横断的労働組合の機械技工組合の一部として成立し、やがて同技工組合から離れ、明治電友会として独立している。しかしその後弱体化し、自立が困難となると再度横断組合に組み込まれることになる。

また小松は、戦前の企業別労働組合は次のような特徴を有しているとしている(同著第一編第2章)。

1. 組織に関する特徴

- ①個人加盟の組織原則にのっとっていたこと、
- ②組合員の範囲・資格として、ほとんど自律規定をもっていたこと、
- ③他組合との関係では、同一産業というレベルよりも同一思想というレベルで連合なり提携をなすものであったこと。

2. 機能に関する特徴

- ①個別企業における労使交渉の重視、
- ②争議行為への依存度が高かったこと。

図表3 組織形態別単位労働組合数及び組合員

年	合計		企業別組織 ¹⁾		職業別組織 ²⁾		産業別組織 ³⁾		そ の 他	
	組合数	組合員数 (千人)	組合数	組合員数 (千人)	組合数	組合員数 (千人)	組合数	組合員数 (千人)	組合数	組合員数 (千人)
昭和39年	51,457	9,652	48,386	8,819	493	66	1,217	476	1,361	292
50年	69,333	12,472	65,337	11,360	720	169	1,775	682	1,501	259
平成3年	71,685	12,323	66,959	11,251	1,523	364	1,634	531	1,569	177
6年	71,674	12,619	68,282	11,568	1,292	418	1,179	393	921	240
9年	70,821	12,168	67,688	11,093	888	355	1,416	592	829	127

資料出所 労働省「労働組合基本調査」「労働組合基礎調査」(各年6月)

注 1. 企業別組織とは、一つの企業の労働者のみをもって組織するすべての組合をいう。

2. 職業別組織とは、企業の枠をこえて、同一職業の労働者が組織する組合をいい、その産業や地域的範囲を問わない。

3. 産業別組織とは、企業及び職業の枠をこえて、同一産業の労働者が組織するすべての組合をいう。

II 法律上

戦前・戦後の労働組合は、法律上どのような違いがあったか。一言で言うと戦前の労働組合は、法律上認められていなかったと言っても過言ではない。

戦前、「労働組合法案」の制定が上程（1923年、1926年、1931年）されたが、その都度審議未了、あるいは、廃案になった。これは使用者団体の強い反対によるものであった²。その主たる理由は、当時の我が国産業が欧米のそれに比べて劣っており、労働組合法を制定し労働条件の画一化をはかることは、国際競争力を弱めることになるというものであった³。

また戦前の労働争議には警察の圧力があったものと思われる⁴。

なお各争議ごとに労働者、経営者および中立各3名ずつをもって構成する調停委員会などを規定した「労働争議調停法」が1925（大正14）年に制定されたが、この調停委員会は、實際上5－

2 間宏著『日本の使用者団体と労使関係』日本労働協会、1981年、118-129ページおよび森田良雄著『我が国の資本家団体』東洋経済新報社、1926年、184-195ページ

3 間宏はこの点について、日本工業倶楽部五十年史編纂委員会編『日本工業倶楽部五十年史』1972年、に記載してある「労働組合法制定二就イテノ具申書」（167ページ）の要点を記している（間前掲書、122ページ、『日本工業倶楽部五十年史』167ページ）

4 これは治安警察法の影響によるものと思われる。なお、警察の争議への関与について、下記の事例を挙げておく。

- ・三菱川崎労働争議（社会運動資料刊行会編『三菱・川崎労働運動顛末（復刻版）』ウニタ書舗、1977年）
- ・東京瓦斯工組合の争議（藤田啓助発行『東京瓦斯労働組合史一大正8年より昭和30年まで』東京瓦斯労働組合、1957年、9ページ）
- ・東京瓦斯工組合の争議・1928年の山本事件、藤田啓助発行前掲書、18ページ
- ・函館毎日新聞社の争議（水沼辰夫著『明治・大正期自立的労働運動の足跡』JCA出版、1979年、247-248ページ）
- ・三省堂印刷部の争議（水沼前掲書、248-249ページ）
- ・京屋印刷所の争議（水沼前掲書、251-254ページ）

6 回開催されただけであるという⁵。さらに「警察官がしばしば干渉して強制的に調停を行う習慣があった」⁶ ということである。どちらにしても戦前の労働組合は、「それ自身は非合法団体としては取り扱われなかったものの、その団結権は法律上の保護を受けず、団体交渉権も保護されなかった。」⁷ という。

これに対して戦後は、GHQ の民主化政策のもとで、労働組合法（1945年12月公布，1946年3月施行）、労働関係調整法（1945年12月公布，1946年10月施行）をみた。労働組合法は労働者の地位向上、労働条件の交渉について労働者が団結して交渉する権利を与えたものである。労働関係調整法は労働争議が発生した場合の解決の方法を規定したものである。

以上の2法によって戦後は、労働者の団結権、使用者との団体交渉権が法律上認められ、さらに、労働争議が生じた場合の解決方法が法律上正式にルール化されたのである。なお終戦直後、労働組合結成は、GHQ によって暖かく迎えられていたようである。『組合史（1945年－1970年）』（朝日麦酒労働組合 1974年）に次のような文面をみた。「（1945年－'46年の頃…筆者付加）もはや労働組合の結成は時流であり、合法活動であるばかりでなく、大きな工場で労働組合をもたない事業所は、むしろ占領軍司令部（GHQ）からにらまれるというほどの時世でもった。」（同書26ページ）

Ⅲ 組合加入者

戦前の企業別労働組合の組合員加入は職工中心であった⁸。小松隆二の『企業別労働組合の生成』（お茶の水書房 1971年）には戦前の企業別労働組合のことが論じられている。同書の第二編「企業別組合の具体的展開」では、芝浦製作所の芝浦労働組合、石川島造船所の造機船工労働組合、機械労働組合連合会、製鋼労働組合、のことが載っている。

芝浦労働組合の組合員資格を規定した条文は「第三条、本組合員ハ芝浦製作所ニ現職スル日給従業員ヲ以テシー工場ヲ一区分トスルヲ原則トス」（同書 110ページ）となっている。

石川島造船所の造機船工労働組合は「本組合は造機船労働者を以て組織す」（同書 194ページ）

5 末弘厳太郎書『日本労働組合運動史－決定版－』中央公論社，1954年，125-126ページ

6 末弘前掲書126ページ

7 末弘前掲書125ページ

8 戦前，工員だけの労働組合が多かった理由に，職員と工員との待遇の差があったものと考えられる。朝日ビール労働組合史（朝日麦酒労働組合発行『組合史』1974年）に，次のような文章がある。

「待遇の点で職員層は良かったが，職工さんの方はお話にならないほど悪かった。賞与はなくて盆暮れにわずかな手当金が出たくらいで，期末の業績の良いときには特別手当金として職員の三分の一くらい貰えばよいとされていた。」（同書11ページ）

「また，職員・工員の身分差ははなはだしく，給与・賞与・退職金など基本的な労働条件に大幅な格差があっただけでなく，労働時間や戦中・戦後の配給物資にすら差があり，食堂・理髪所はおろか，出退勤の通用門まで別扱いのところが多かった」（同書17ページ）

と規定されている。この条文では自律規定を載せていないが、「他の組合と同様に個人加盟を原則としていただけてだけでなく、当初は石川島造船所の企業別組合といってもさしつかえなかった。」（同書 194ページ）と記述しているように、この組合は石川島造船所の工員の組合とみることができる。

さらに同書に次のような記述がある。

「なお、瓦斯電気技友会、明治電友会、革新会とその後の関東車両工組合のいずれもが、芝浦労組にひきつづいて市場の分断に対応する形で組合員を当該会社職工のみにかぎるといった自律規定をもうけていたことはすでにふれたとおりである。」（同書268ページ）

これに対して戦後の企業別組合は、職員と工員との混合による構成であるとみてよい。筆者が入手した資料からこの事実を紹介する。

①. 広告代理業萬年社（本社大阪）では、1946（昭和21）年9月10日、萬年社従業員組合が結成された。組合員の資格は、部長、理事、秘書役を除いた全従業員である（萬年社労働組合史編纂委員会編『萬年社労働組合史』萬年社印刷部 1965年）。

②. 日本製鉄では、1945（昭和20）年11月13日、雇傭員の組合、日本製鉄労働組合が結成された。日本製鉄は集中排除法によって八幡製鉄と北日本製鉄に分離した。1947年12月15日、八幡製鉄労働組合として職員と工員の合同組合になった（八幡製鉄労働組合発行『八幡製鉄労働運動史』1957年 791-798ページ）。

③. 新潟鉄工所では1946年1月26日工員組合、同日社員組合がそれぞれ誕生し、同年5月1日社工員組合が合流し、新潟製作所労働組合として発足した。さらに同年同月22日、浦和工場・本店各組合の参加によって新潟鉄工所労働組合連合会の結成をみるに至った。以後対会社との交渉は、連合会として傘下各単組一本となった強力なもので行うことに決定した（新潟鉄工所労働組合史編纂委員会編『労働組合史』新潟鉄工所労働組1953年 15-33ページ）。

④. 石井鉄工所の労働組合は、1955年当時、亀戸、蒲田、月島、本社の4分会の上に中央執行委員会が置かれているという組織であった。各分会は職員と工員との合同の会である（全国金属労働組合石井鉄工所支部編『石井鉄工所労働組合史』1960年）。

⑤. サッポロビール労働組合では、組合員としての資格を有するものは、副課長以下の人たちおよび本社の人事部の人事課、勤労部・勤労課の男子職員工場では勤労課主任以外の人々となっている（サッポロビール労働組合編『二十年史』1968年 14ページ）。

IV 組合役員の専従

戦前の組合役員は、現場で仲間の工員と一緒に働いているものが組合役員となっていたようである。

『東京瓦斯労働組合史—大正8年より昭和30年まで—』（藤田啓助発行 東京瓦斯労働組合1957年）に次のような文章が載っている。

組合の全常任はすべて職場において一定の仕事に従事する建前になっており、かつ、常任委員が組合活動のために外出することは無期限に認められていた。しかし、組合専従者設置は認められていなかった。そこで、「各種会合はいうまでもなく勤務時間外で製造方面の委員で作業中に会合に出席する場合は持合歩合を組合で負担して相手に頼んで出てくるという有様だった。だから執行委員会や一切の小委員会など夜の七時半頃から終電近くかかったものだった。それでも委員の出席率は実によく、組合に対する関心は全くおう盛なものであった。」（同書35ページ 小林健一郎氏記）

戦前は、組合活動を行った従業員に対して解雇することもありえたようで、組合活動を行っている従業員は、解雇されるのではないかという不安を抱きながらの組合活動であったようである⁹。

戦前の労働組合活動自体、非合法の状況であったので、組合役員の専従など考えられなかったのかもしれない。

これに対して戦後の労働組合は労働法によって公認された。つまり合法的存在である。組合活動ももちろん合法である。大企業の労働組合活動では組合役員が組合業務に専従して組合員に対するサービスをより良くすることが求められる。大企業の労働組合において、専従執行委員、専従書記の割合は、図表4に示すようになっている。すなわち専従執行委員がいる割合は組合全体の11.8%、専従書記のいる割合は19%となっている。また、労働協約によって会社側と組合専従者の人数、処遇、専従終了者の会社業務への復帰を取り決めているところもある¹⁰。

V 組合費の徴収

戦前の労働組合の組合費徴収は組合員個人から直接徴収するということが一般的であったようである。したがって組合費の徴収状況が組合活動そのものに影響することになる。組合役員は組合費徴収にかなり勢力を注いでいたようである。『八幡製鉄労働運動史』『第一編 戦前の運動概説』の中に次のような文面がある。

9 この点に関して、藤田啓助発行の『東京瓦斯労働組合史—大正8年より昭和30年まで—』8ページを参照されたい。

10 日本板硝子労働組合は、1953（昭和33）年7月28日会社と労働協約を締結した。その内容に専従者の取り決めがある（発行人 伊藤大次郎『十二年の歩み—日本板硝子労働組合史—』合化労連日本板硝子労働組合、昭和34年、84ページ）。

第三章

第一節

第6条 組合または組合支部は、組合員の中から組合事務専従者（以下専従者という）をおくことができる。

専従者の員数については、会社および組合双方協議の上決定する。

第7条 会社は専従者に対して給与を支給しない。

第8条 専従者は労働条件その他について一般従業員と差別待遇されない。

第9条 専従が終わったときは原則として専従前の所属課または係に復帰させる。

図表4 専従執行委員、専従書記の有無別労働組合の割合

専従執行委員の有無					専従書記の有無				
計	いる	いない	不明	1労働組合 平均専従者人数	計	いる	いない	不明	1労働組合 平均専従者人数
100%	11.8	87.9	0.3	2.3人	100%	19.0	80.7	0.3	1.3人

出所 1998（平成10）年 労働組合実態調査報告 労働大臣官房政策調査部

「又組合費徴収にしても1人1人について徴収しなければならないのであるから、その苦勞は推して知るべしである。今（現在の戦後のという意味に理解する…筆者付加）、仮に、組合費の給料引去りができないとしたら、果たしてどのような事態に直面するか、おそらく組合活動の大半は、組合費徴収に力を注がなくてはならないことになって、組合にとって極めて憂慮すべき事情を生むと考えられるだけに組合費引去り協定の意義は大きいといわねばならない。」（同書21－22ページ）

この文章にも記されているように組合費引去り協定が存在していた場合、労働組合側は組合費徴収に意を注ぐ必要がなくなり、そこに注ぐ力を他の組合活動に注ぐことができる。戦後の企業別労働組合の場合、組合費が給料から直接天引きされ組合の方に渡されているケースが多いといえる。

VI 労働運動の性格

戦前の労働運動は、労働条件、生活水準向上のための経営側との交渉が中心であった。戦前の企業別労働組合結成の背景自体が職工の悲惨な労働条件と生活の現状を何とかしようとして結成されたという実態からして当然のことといえる¹¹。また戦前は治安維持法などの影響があり政治活動などはできる状況でなかったものと思われる。

これに対して戦後の企業別労働組合の運動は、経済的側面のみならず政治的側面をも持ち合わせて展開している。特に今日的话题となっている政治テーマなどが運動の目標方針あるいは闘争スローガンにうたわれている。

VII その他

以上が戦前戦後の労働組合の主な相違点としてあげることが出来るが、その他では、警察の介入をあげた。戦前戦後の労働争議において、戦前は警察の介入が公然と行われていたようである。その原因として、戦前は、治安警察法（明治33年3月9日法律第36号）の影響があったものと考

11 これに関して、藤田啓助発行前掲組合史、7-8ページを参照されたい。

えられる。ここで若干の文献をもとに戦前における警察の労働争議介入の状況を見る。ここでは、「Ⅱ法律上」の補足の面もある。

①警察は、労働交渉そのものに関しては立ち入らないとの立場をとっているが、暴行脅迫のある場合立ち入るとの立場をとる¹²。

②労働争議で、会社からの通報を受けると警察は現場に出向きその鎮圧に当たる。天満紡績の1894（明治27）年の争議¹³

③労働争議中労働者の団結を促す宣伝文のチラシを巻くことに対する取り締まり¹⁴。組合大会会場に警官が出向き臨検した。東京瓦斯工組合第二回大会での警察の行動の様子を次のように記述されている¹⁵。

「…前略、この会場の取り締まり管轄は当時東京でもその弾圧ぶりが猛烈だったと言われていた愛宕警察で、当時も臨検の警官は五十名ぐらいが繰り出され、あごヒモ、ゲートルで武装し会場の内外、通路はありのはい出る隙間もないぐらいに固め、会場の入口では、出入りの人間を一人一人嚴重な身体検査をするなどまことに物々しいかぎり、この中にあって指揮官の警部が四、五人の警官を従えて演壇に陣取り、祝辞、激励演説にでる友誼団体や無産政党的の弁士という弁士は例外なく中止を喰らう始末で、そのたびに起こる大衆の抗議的罵声とこれに応酬する警官の怒号は壮烈なものがあった。」

後記：筆者は日本的経営と経営原理の研究をしている。日本的経営に関しては、『日本的経営—その本質と再検討の視点—』を同友館から1999年に出版する機会を与えられた。同書では「企業別労働組合」に関して触れられていなかった。この書を出版した後で筆者は我が国の労働組合の特質である企業別労働組合の研究をする必要を痛感した。我が国の高度成長期、その成長に寄与した要因の一つに企業別労働組合があるといわれている。そこで筆者は企業別労働組合に関する研究を始めたが、企業と運命共同体である企業別労働組合がこれからどのような役割を果たしていったらよいのかという問題に直面した。そこでこの問題に答えるという視点から、「企業別労働組合の新たな役割—戦後の企業別労働組合形成および経営に対する役割とそのための留意点—」（日本橋学館大学「紀要」第3号 2004年）の論文を投稿した。その時、労働組合に関する諸文献、各社の戦前・戦後の労働組合史および戦前・戦後の労働組合に関する統計資料に接する機会を得た。そこで上記論文を執筆する中で、「戦前・戦後の我が国労働組合の相違点」および「戦前の企業別労働組合存在に関する実証（題仮称）」などを副産物としてまとめることが出来た。

12 編集発行者 社会運動資料刊行会『復刻版 三菱、川崎労働争議顛末』ウニタ書舗、1977年、P.39

13 北崎豊二著『明治労働運動史研究』雄山閣出版、1956年、p.105

14 水沼辰夫著『明治・大正期自立的労働運動の足跡』JCR出版、1979年、pp.90-91

15 発行者 藤田啓助『東京瓦斯労働組合史—大正8年より昭和30年まで—』東京瓦斯労働組合、1957年、p.40

これらの資料を何らかの形でこしておきたいとの願から今回投稿したものである。さらに投稿の機会を与えてくれる場合があったら、「戦前の企業別労働組合存在に関する実証（題仮称）」を投稿したい。

(2005年9月14日受理)